

令和8年3月31日

労働保険加入の法人役員・事業主の皆様

京都労働局長

労働保険関連文書の誤廃棄について

令和7年11月16日付けで公表しました、総務部労働保険徴収課（以下「徴収課」という。）での、労働保険関連文書の誤廃棄事案につきまして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第2項に基づき、下記のとおり通知させていただきます。

誤廃棄した文書に関連する労働保険加入の法人役員及び事業主の皆様にご迷惑をおかけしましたことに深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

徴収課の職員が保存期間満了前の文書を一時保管するため移動する際、誤って廃棄文書の搬入場所として定められていた地下倉庫に搬入し、廃棄業者が他の廃棄文書とともに溶解処理による方法で廃棄したもの。一時保管すべき文書の移動場所を誤ったことにより、次の文書を誤って廃棄し、一部の情報を滅失したものです。

- (1) 令和4年度労働保険年度更新に係る労働保険概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（以下「労働保険料申告書」という。）
- (2) 令和4年度労働保険料認定決定決議書
- (3) 令和3年度労働保険一括有期事業報告書・総括表
- (4) 令和3年度確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（以下「賃金集計表」という。）

これらの文書には、事業主の氏名、住所、電話番号、社会保険労務士名、労働保険加入の法人役員名等の個人情報が含まれていました。

2 滅失した個人情報

賃金集計表に記載された労働保険加入の法人役員氏名（約146名）

3 発生原因

徴収課の職員が、行政文書の保管場所の移動を行う際、一時保管が可能な場所と誤認し、廃棄文書の搬入場所として定められている地下倉庫へ搬入しましたが、複数による確認を行わないままこの作業を単独で行ったことにより、本件誤廃棄が発生しました。

4 二次被害又はそのおそれの有無

廃棄業者からの証明書により、文書の溶解処理がなされたことを確認しており、二次被害又はそのおそれはないものと考えています。

5 本件誤廃棄により影響が生じる方

令和4年度年度更新に係る保険料に関する事務が令和6年7月に完了していることから、労働保険料等の申告・納付額に係る事業主への影響はありません。

6 本件に関する連絡先

京都労働局 総務部労働保険徴収課

電話 075-241-3213